

物品購入仕様書

1 適用

本仕様書は、「散瞳型眼底カメラ購入」に適用する。

2 目的

この契約は、発注者（以下「甲」という。）が、散瞳型眼底カメラを受注者（以下「乙」という。）から購入することを目的とする。

3 購入物品仕様

別紙内訳書のとおりとする。

4 履行場所

東京都町田市旭町二丁目15番41号 町田市民病院 眼科外来

5 履行期限

2017年3月31日

6 納品方法

- (1) 納品日時は、甲・乙協議して決めるものとする。ただし、土曜、日曜祝祭日を除く日とする。
- (2) 納品時間は、8時30分から17時までとする。
- (3) 納品は、履行場所に搬入するものとする。
- (4) 既存品の撤去及び搬出を含むものとする。

7 契約代金の支払い

甲は、納入品をもって検査を行いその結果合格と認めたと、乙の請求に基づき代金を支払うものとする。

8 安全対策等

乙は、本契約を履行するにあたり関係法令を遵守し、甲及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用は乙の責任において速やかに対処すること。

9 車両の使用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な

自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに掲示し、又は提出すること。

10 定めのない事項

本仕様に明記されていない事項であっても、その性質上当然に必要なものは全て乙の負担で実施すること。

その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙が協議して定めるものとする。